

福井県優良工事農林総合事務所長等表彰要綱

制 定 令和元年8月28日

(目的)

第1条 この要綱は、福井県農林水産部所管事業に係る工事について農林総合事務所、越前漁港事務所、嶺南振興局（以下、「事務所等」という。）が優秀な成果を収めた事業者を顕彰し、もって、その功績に報いるとともに、建設技術の向上と事業者の育成を図ることを目的とする。

(表彰の期日)

第2条 表彰は、原則として毎年度11月に実施するものとする。

(表彰対象者)

第3条 表彰については、次の（１）から（７）までのすべてに該当する事業者を表彰対象者とする。

- （１）当該事務所等（嶺南振興局にあっては、若狭企画振興室または二州企画振興室）が発注し、前年度に完成または完了した工事（債務負担、明許繰越等に係る工事は完成年度に、継続工事は最終年度に、当該工事等の全体を対象とする。）で、工事成績総評点（以下「総評点」という。）が、福井県発注の当該工事業種における前年度の平均点以上であること。
- （２）主たる工事を元請者が施工した工事であること。ただし、建築および建築設備工事を除く。
- （３）主たる営業所が、管内にある事業者であること。ただし、嶺南振興局にあっては、当該工事施工地係に応じて若狭地域（小浜土木事務所または敦賀土木事務所管内（旧三方町に限る。）、二州地域（敦賀土木事務所または小浜土木事務所管内（旧上中町に限る。）の区域とする。また、越前漁港事務所にあっては、福井土木事務所、三国土木事務所および丹南土木事務所の管轄区域とする。
- （４）前年度における総評点がいずれも70点以上であること。
- （５）前年度から申請年度の事務所長等表彰式までの期間において、指名停止(除外)、口頭や文書による注意・警告および法令等に違反のない事業者であること。ただし、競争入札妨害等の不正な行為に伴う指名停止の場合は、指名停止が終了した翌年度以降3年を経過している事業者であること。
- （６）社会的信用のある事業者であること。
- （７）申請年度に、福井県優良工事等事業者表彰要綱による優秀賞、優良賞および特別賞の受賞者でないこと。

(表彰の申出)

第4条 事業者は、前条の表彰対象者に該当するときは、優良工事申出書（申出様式1）に次の資料を添えて、事務所長等に表彰の申出をすることができる。

（１）優良工事説明書（申出様式2）

（２）全景写真と申出理由（申出様式2別紙②）および工事全景や周辺状況、優良工事説明書の取り組み内容を簡潔に説明する資料（パワーポイントなどで、枚数は最大10枚までとする。）

2 前項の規定により申出することができる件数は、1事業者当たり事務所等管内で1件のみ（嶺南振興局にあっては、若狭地域または二州地域のいずれか1件のみ）とする。なお、経常建設共同企業体の代表者および構成員であっても別事業者とはみなさないものとする。このほか、特定建設共同企業体（以下JVという）の代表者は別事業者とはみなさないもの

とする。JVの構成員が他の工事で申出する場合、申出時点でJVの構成員としての受賞資格は失うものとする。構成員が重なる複数のJV工事で申出する場合、その構成員は申出時点でその中の一つの工事での受賞資格を選択すること。

- 3 申出期間は、毎年9月1日から9月20日までとする。ただし、9月1日および9月20日が土日である場合の申出期間は、別に定める。

(選考等)

第5条 表彰は、申出のあった工事について、福井県優良工事農林総合事務所長等表彰選考委員会の選考を経て事務所長等が決定する。

なお、表彰の決定は農林水産部長の承認を得るものとする。

- 2 選考委員は、優良工事審査基準（別表）に基づき選考する。
- 3 選考委員は、福井県優良工事農林総合事務所長等表彰選考委員会設置要領に定めるものとする。
- 4 事務所長等は、表彰の決定について当該申出者に通知するものとする。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、賞状の授与により行う。

(表彰の取消し)

第7条 表彰の対象となった優良工事において、後日、当該工事に係るかしの補修または損害賠償が実施されたときまたは法令違反等により処分を受けたときは、表彰の選考または決定を取り消すものとする。

- 2 表彰受賞予定事業者が、表彰受賞までに、法令違反等により処分を受けたときは、表彰の選考または決定を取り消すものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は事務所等において別に定める。

(附則) この要綱は、令和元年8月28日から施行する。

(別表)

優良工事審査基準

項目	細目	内容	評 定 点 数	評 定 点 区 分					
				優		良		普通	なし
				特に 優れて いる	優れて いる	やや 優れて いる	良好 である	普通	なし
1. 環境・景観 への配慮	・景観性 ・環境保全 ・その他	・地域の特性や景観を生かした施工 ・自然環境保全や動植物の保護に配慮した施工		5	4	3	2	1	0
2. 地域貢献	・地域・社会への貢献等 ・活力と魅力ある建設業への貢献 ・その他	・地域住民とのコミュニケーションの実施 ・地域住民と協働した工事の実施 ・ボランティア活動の実施 ・工事や実施事業の必要性、効果等をPRし、公共事業への理解を得る活動の実施 ・働きやすい環境づくりなど働き方改革の実施 ・担い手確保に向けた取組みの実施		5	4	3	2	1	0
3. 安全性の 向上	・安全衛生関係 ・現場での対応 ・その他	・公衆災害防止の工夫 ・安全衛生（安全施設、安全教育、作業環境等）関係の工夫 ・災害等での臨機の処理		5	4	3	2	1	0
4. 品質および 施工性の向上	・技術固有 ・自然条件 ・社会条件 ・施工関係 ・管理関係 ・その他	・特殊な工種及び工法（新技術・新工法、機器類、新材料等）の活用等による工夫または施工 ・湧水・地下水、地盤・地質および気象条件等の影響を受けての工夫 ・交通、地下埋設物、作業スペース等の厳しい制約を受けての施工 ・施工方法の工夫 ・施工環境の改善や仮設計画の工夫 ・関連事業間の調整 ・品質管理、施工管理の工夫		5	4	3	2	1	0
5. 出来ばえ	・美観 ・調和 ・その他	・工作物の仕上り ・全体の美観 ・周辺環境や既存構造物との調和		5	4	3	2	1	0
合計点			0						

※ 1. 事業者は、上表 1 から 4 すべてについて、優良工事説明書（申出様式 2）に記入して申し出ること。

※ 2. 申出書に基づき、すべての項目を総合的に評価する。

※ 3. 設計図書や総合評価落札方式による技術提案により契約条件となっているものは評価しない。